

1

教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進

めざす姿

教職員が、コンプライアンス意識を高く持ち、子どもたちの主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけ、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちに持続可能で豊かな未来を創っていく力を育む教育を実践しています。また、時代の変化に応じた資質・能力を身につけた教職員を安定的に確保しています。

現状と課題

- ① 教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者として、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等の資質・能力の向上に向け、教職生涯を通じ学び続ける必要があります。
- ② 教職員は、いじめへの対応、不登校児童生徒や特別な支援を必要とする子どもたち、外国人児童生徒への支援など、子どもたちを取り巻く課題の多様化、社会の変化に対応できる高い専門性と組織的に対応できる力を身につける必要があります。
- ③ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。
- ④ 近年、教員採用選考試験における受験者の減少と教員不足の深刻化が懸念されており、教員採用選考試験をとおした高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用に加え、育児休業等の代替職員の確実な確保が喫緊の課題となっています。質の高い人材確保に向けて、教職を志す人が高い意欲を持ち続けられるよう、教職の魅力発信や現場を体験できる取組を進める必要があります。
- ⑤ コロナ禍において学校のICT環境が急速に整ったことにより、研修のオンライン化を進めてきました。引き続き、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、多様な形態で実施するなど、研修に参加しやすい環境の整備をさらに進める必要があります。
- ⑥ 会議、面談、研修等のあらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しています。公教育への信頼を確保するため、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、不祥事の根絶に向け取組を推進する必要があります。

## 主な取組内容

### ① 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の効果的な実施

- 「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づき、経験や職種に応じた研修を実施することにより、教職員が、コンプライアンス等の教職に必要な素養、学習指導や生徒指導等のさまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上に取り組みます。
- 教職員が研修履歴を活用して自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が対話をとおした適切な指導・助言を行うことができるよう、多様な専門性に対応した研修を実施し、教職員が主体的に資質・能力の向上を図ることができるよう取り組みます。
- 学習指導要領をふまえた学習者中心の授業づくりに向けた専門的な知識・技能の向上を図る研修を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- いじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもたち等への支援のあり方や組織的な対応、授業におけるICTの効果的な利活用等について学ぶ研修を実施し、教職員が時代の変化に応じた高い資質・能力を身につけられるよう取り組みます。
- 経験に応じたマネジメント力の向上を図る研修を実施し、教職員の学校マネジメントについての理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動につなげます。
- 授業研究や学校におけるOJT (On-the-Job Training) を推進する研修を実施し、校内研修を組織的かつ計画的に推進する教職員の育成に取り組みます。
- 若手教職員を対象とする研修を実施し、経験の浅い教職員の実践力を磨き、教職に必要な基礎・基盤を培います。

### ② 研修に参加しやすい環境の整備

- 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催するなど、教職員が参加しやすい環境を整えます。
- Web会議システムを活用した研修やオンデマンド型研修を効果的に実施し、教職員が自らの課題に応じて、どこでも研修を受けられる環境の整備を進めます。

### ③ 教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組

- 教職を志す人材を着実に確保していくため、高校生や大学1・2年生などの早い段階から教職ガイダンスを実施するとともに、オンラインによる説明会も活用しながら、学生だけでなく社会人も含めたさまざまな立場の人を対象に、子どもたちの人生に影響を与えて成長を実感できる喜びを感じられるなど、教職の魅力を発信する取組を実施します。
- 教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換等により教員確保に向けた課題を共有するとともに、教員を志す学生が、現職教員と共に研修を受講するなど、教職の魅力ややりがいを感じることもできる機会を確保します。

- 教育アシスタントなど学校現場における体験を重視した活動を実施し、教員の養成段階における学びと採用段階で求められる資質・能力をより効果的に結びつける取組を推進します。
- 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保して複雑化・多様化する教育課題に対応するため、教員採用選考試験の実施方法や応募要件等の点検・見直しを行い、継続して改善に取り組みます。また、教員の採用選考時期が民間企業等と比べて遅く、優れた人材を確保する上での課題となっているため、教員採用選考試験の早期化に取り組みます。
- 教職を志す人の採用の機会を増やすとともに、これまでより早期に任用を確定できるよう、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を進めます。
- 退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信など、人材の掘り起こしを進め、教員不足の解消につなげます。

### ④ 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

- 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有しつつ教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとおして教職員の育成につなげます。

### ⑤ 不祥事の根絶とコンプライアンスの推進

- 不祥事の未然防止やコンプライアンスについての年次別研修や校内研修等を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- 県立学校においては、各学校に設置する「学校信頼向上委員会」で検討した取組を、「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ、不祥事の根絶に向けて取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けた取組を進めます。
- わいせつ行為やセクシュアルハラスメント、体罰に係るアンケート等を定期的の実施し、調査結果を用いて各学校で子どもたちへの関わり方を見直す機会を設け、わいせつ行為や体罰等の未然防止に取り組みます。
- 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正と服務規律を徹底します。
- 不祥事根絶やコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的の実施状況を確認し、実効性があるものとなるよう検証・見直しを行います。

## KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合※1	52.5%	62.0%
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合※2	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 50.0% 中学校 53.0% 県立学校 42.0%
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合※3	100% (R4)	100%

※1 「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」という質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合（三重県教育委員会調べ）

※2 「研修の成果や自身の経験を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

※3 組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

## 2 学校における働き方改革の推進

### めざす姿

教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保し、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っています。

### 現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、特別な支援を必要とする子どもたちや不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など、学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であり、直ちに解消されなければならない喫緊の課題となっています。

令和元（2019）年12月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、教育委員会規則等において、令和2（2020）年4月から、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とすることを定めました。

上限時間の遵守に向け、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門人材の拡充、全ての学校へのスクール・サポート・スタッフの配置などの環境整備を進めてきました。

こうした取組により、時間外在校等時間の上限を超える教職員数については減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況であることから、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、各学校の実情をふまえた時間外在校等時間の削減に向けた課題を解消するための取組を実施するなど、学校における働き方改革をより一層進める必要があります。

- ② 学校および教職員が担う業務は、学習指導や生徒指導、進路指導、学校運営業務など多岐にわたる中、教職員が業務に集中できるよう、教職員が担う業務の明確化・適正化をより一層進める必要があります。



- ③ 学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を進めるとともに、引き続き、専門人材や地域人材の充実を図る必要があります。部活動については、部活動指導員等の活用や地域スポーツ団体との連携など、専門的な指導の充実を図り教職員の負担を軽減しながら、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。
- ④ 教職員の働き方については、多様な勤務形態を選択できるようになっている一方、男性の育児休業取得率は低い水準となっています。教職員同士が互いを認め合い、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土を醸成するとともに、育児や介護などライフステージの変化、障がいの有無などそれぞれの状況に応じ、全ての教職員がいきいきと働き続けられる職場環境づくりを一層進める必要があります。
- ⑤ 教職員の多忙化と業務の困難化が進み、心身のストレスの高まりをもたらしています。近年、精神神経系疾患により休職となった教職員の割合は全国平均を下回っているものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状態が続いていることから、引き続き、支援体制を充実させていく必要があります。

## 主な取組内容

### ① 時間外在校等時間削減に向けた取組

- 時間外在校等時間の上限の遵守に向けて、タイムカード等の活用により日々の勤務時間を客観的に把握するとともに、時間外在校等時間が月45時間を超えた場合には必要な措置を講ずるなど、安全・健康に配慮した時間外労働を含む教職員の勤務時間管理の徹底を図ります。
- 労働基準法第36条に基づく労使協定の対象となる職員の時間外勤務については、労使協定の範囲内であっても安全・健康に労働できるよう配慮します。
- 全ての公立学校が統一して取り組む「定時退校日の設定」、「部活動休養日の設定」、「会議時間の短縮」に加え、「学校閉校日の設定」については、効率的な業務遂行や労働環境の改善のみならず、子どもたちや保護者、地域の方々に「学校における働き方改革」の理解・協力を得る機会として進めていきます。
- 全国の学校における働き方改革の事例を共有するなどして、校務支援システムやデジタル採点システムの導入、留守番電話の設置などの取組を市町が進められるよう取り組みます。
- 調査・会議・研修等の見直しや、オンライン会議や掲示板・メールによる打合せの削減、各種調査のWebアンケート化など、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めます。
- 各学校の実情をふまえ時間外在校等時間削減に向けた課題を解消するための取組や目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。また、取組については、PDCAサイクルを活用して、改善を図ります。

### ② 学校・教職員が担う業務の適正化

- 学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を通じて、教職員が本来業務に集中できる勤務環境を整備し、在校等時間の削減を図ります。
- PTA等と連携し、教職員がその専門性を必要とする業務により注力できるよう、行事等の教育活動における役割を分担したり、保護者や地域に対し学校における働き方改革への理解・協力を得たりする取組を進めます。

### ③ 専門人材や地域人材の活用

- 学校や子どもたちの実情をふまえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材の配置に取り組むとともに、教職員の業務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフ等の地域人材を配置します。また、保護者や地域人材の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や、教職員だけでは対応が難しい複雑化・多様化した学校の課題に県や市町と学校が一体となって対応する学校支援体制づくりを進めます。
- 部活動については、部活動指導員等の配置や、地域スポーツ団体と連携した中学校における休日の部活動の地域移行などの取組を通じて、教職員の負担軽減を図り、持続可能な部活動となるよう取組を進めます。

### ④ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育て支援アクションプラン<sup>76</sup>」に基づく次世代育成支援の取組を進めます。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、管理職による休暇取得の働きかけ、休暇を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。
- 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を發揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 教職員の満足度を定期的に調査・分析することにより、職場環境や組織風土の状況を把握し、改善につなげます。

### ⑤ 教職員の健康管理

- 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等を通じて安全衛生管理体制の充実を図り、職場巡視、安全衛生研修、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度を把握するとともに、校長や産業医による面接を実施し、教職員の心身の健康障がい防止のための対策を行います。

76 「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した第4期三重県教育委員会特定事業主行動計画。

## ⑥ 教職員のメンタルヘルス対策

- 管理職を含む教職員を対象としてメンタルヘルス対策に関する各種研修を行うとともに、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への専門医・心理の専門家・保健師等による相談を実施し、早期発見・早期対応によりメンタルヘルス不調の予防と回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休暇および休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や心理の専門家等による支援を実施します。

### KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
総勤務時間に関する教職員の満足度※	2.39	2.73

※「教職員満足度調査」（公立小中学校および県立学校対象）における「総勤務時間」の項目の満足度（5点満点）（三重県教育委員会調べ）



## 3

## ICTを活用した教育の推進

## めざす姿

学校のICT環境が十分に整備され、さまざまなデジタルツールの活用をとおして、子どもたち一人ひとりに最適で効果的な学びが行われることで、子どもたちが急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけています。

## 現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、学校におけるICT環境が急速に整えられ、1人1台端末などICTを用いた新たな教育が始まっています。授業での活用に加え、家庭学習や連絡手段などとしても活用が進むとともに、デジタル教科書の導入・拡大が予定されるなど、教育においてICTの果たす役割はますます大きくなっていくと考えられます。今後も、社会全体におけるICTの高度化の進展と、それに伴うEdTech<sup>77</sup>の更なる進展が予測されることから、引き続き、これらの変化に対応しながら、学校におけるICTの効果的な活用を進めるとともに、個別最適な学びの実現や、困難を抱える子どもの早期発見等につながるよう、教育データを効果的に利活用することが求められます。
- ② 変化が激しく、将来の予測が難しい社会において、子どもたちが情報を主体的にとらえながら、何が重要かを主体的に考えることが求められており、令和7（2025）年度から大学入学共通テストの出題教科に「情報Ⅰ」が導入されることが決定されました。ICTを効果的に活用して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用していく必要があります。
- ③ 学校における1人1台端末の活用が進むとともに、家庭では子どもたちがインターネットに触れる機会が増加しています。インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があるため、子どもたちがインターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれたり、有害情報等に触れたりする危険が増しています。こうしたことから、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル教育を進める必要があります。
- ④ 子どもたち一人ひとりに情報活用能力を育むとともに、ICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れるため、教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を図る必要があります。

77 教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

- ⑤ 学校の業務等において、校務支援システムの導入や、会議のオンライン化・ペーパーレス化、Webアンケートの活用、デジタル採点システム等の個別システムの導入など、さまざまな場面でデジタル化が進みました。引き続き、校務の効率化の取組を進め、教職員の業務の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、各学校でオンライン授業等が行われ、ICTを活用した学びが身近なものとなり、日々の授業や家庭学習、さまざまな事情で通学できない子どもたちの学習にもICTが活用されています。一方で、不登校児童生徒や日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、急速に進展するICTを十分に活用して、課題の解決を図る必要があります。
- ⑦ 学校の無線環境や情報機器などのICT環境は一定整備されましたが、それらを維持・更新するとともに、デジタル技術の進展に応じたものとなるよう、取組を進める必要があります。
- ⑧ 近年、対話型生成AIが急速に普及するとともに、画像や映像、音声などの生成AIも目覚ましい進歩を遂げています。今後、生成AIの技術はさらに急速に進展し、複数の生成AIの組合せ、従来のアプリやWebサービスへの組み込みや、新たなサービスの出現など、さまざまな形で人びとの生活に浸透していくことが考えられることから、生成AIの利用がもたらす効果と生じ得るリスクをふまえて対応していく必要があります。

## 主な取組内容

### ① ICTを活用した教育の推進

- 学校におけるICTの活用をさらに進めるため、ICTを教育活動で用いる意識の一層の浸透を図るとともに、ICTの利活用に関する支援体制の充実を図ります。また、学校におけるICTの基本的な活用水準を向上し、さらに発展的な方法を工夫改善するという好循環を作り出すことができるよう、活用されているアプリやサービスの情報・使用例、先進的な取組などの横展開に取り組みます。加えて、学習履歴など教育データを学校現場で効果的に利活用できるようにするための取組を進めます。
- 教育活動や校務において、ICTの活用の効果を最大限に発揮するため、ICTの活用を進めることで生じ得るリスクに配慮しつつ、ICTを活用した試行的な取組を積極的に行い、新たなアイデアの創出やさまざまな課題の解消を図るとともに、ICTの高度化の進展により顕在化する新たな課題への対応を進めます。
- 高等学校においては、ICTを活用し、学校の枠を越えた遠隔合同学習を進めます。また、生徒の興味・関心が高まるよう、文理横断的・探究的な学習にICTを活用します。

### ② 情報活用能力の育成

- さまざまな学習活動において1人1台端末など情報機器の活用を進めることにより、子どもたちが情報機器の基本的な操作や活用方法を習得できるよう取り組むとともに、インターネット等から必要な情報を収集し、その適否を判断し、適切に創造・発信する力の育成を図ります。

- 各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人びとの生活を便利で豊かなものに行っているプログラミングの働きやすさについて気づきを促すとともに、情報機器等を用いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用する力を育成します。特に、高等学校の教科「情報」では、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための力を育成します。
- 子どもたちが、ネットいじめなどの人間関係上のトラブルやインターネット上での誹謗中傷・ネット炎上などの当事者となったり、有害情報に触れたりすることなどがないように、情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSをはじめとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

### ③ 教職員の指導力向上

- 教職員を対象としたICTの活用技術・情報リテラシー<sup>78</sup>等に関する研修の実施やICT専門人材の活用、自治体・学校・教職員間におけるICT教育手法の蓄積・共有などを通じて、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

### ④ ICTを活用した校務の効率化の推進

- クラウド環境の活用や、新たなアプリ・Webサービスの導入、システム間の連携強化などを通じて、校務の効率化を進めます。

### ⑤ ICTを活用した諸課題の解決

- 感染症の拡大や災害の発生などの緊急事態における学びや、病気療養などさまざまな事情で登校できない子どもたちの学びの保障のため、ICTの活用を積極的に進めます。
- 外国人児童生徒が県内全域で質の高い日本語教育カリキュラムを受けることができるよう、オンラインを活用した日本語指導を進めます。(再掲)
- さまざまな事情を抱える不登校児童生徒や高校中退者等を支援するため、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。
- 児童生徒数が少ない学校においては、ICTを活用して小規模単独ではなし得ない特色・魅力ある教育の実現に向けた取組を進めます。

### ⑥ ICT環境の整備の推進

- 学校のICT環境の維持・更新を行うとともに、ICTが絶えず進歩する中、教育におけるICTの活用を推進するため、ヘルプデスク等の支援体制も含め、ICT環境の整備・充実を進めます。

<sup>78</sup> メディアやインターネットサイト等から得られる大量の情報から自身に必要なものを収集し、それを適切に評価、管理等を行って、活用するための能力。

## ⑦ 生成AIの利活用

- 教育活動や校務の改善、教育の諸課題の解決を図るため、生成AIに関する技術の進展やアプリ・サービスの普及の状況をふまえながら、生成AIの利活用を進めます。
- 生成AIが急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに生かす力を段階的に高めます。(再掲)

### KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合※1	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 72.5% 中学生 65.5%
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合※2	83.6%	100%

※1 「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「役に立つと思う」と回答した公立小中学校の児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 子どもたちがICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合 (文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

## 4 地域とともにある学校づくり

### め ざ す 姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

### 現状と課題

- ① 子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育てていくことが求められています。学校運営に保護者や地域の方々が参画することを通じて、育みたい子ども像・めざすべき教育のビジョンを共有し、地域ならではの特色を生かした「地域とともにある学校づくり」を支えるコミュニティ・スクールの導入が進みつつある中、今後も、地域と学校の間を円滑に調整する地域学校協働活動推進員等の配置を進め、コミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図る必要があります。
- ② 高等学校では、保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の運営方針や取組等の状況について評価を行う学校関係者評価制度を用いて、地域と連携した特色ある学校づくりに取り組んでいます。学校関係者による学校運営方針や年間計画への意見・提言等を通じて、学校運営の改善や地域との連携を進める必要があります。
- ③ 学校において、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図るとともに、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動や、共に地域を創生する活動を進める必要があります。

### 主な取組内容

- ① 「地域とともにある学校づくり」の推進
  - 各市町の担当者を対象とした優良事例等の共有を行う研修会を開催するとともに、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣したり、期待される効果や先進事例を紹介したりすることにより、小中学校におけるコミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図ります。



- 地域の方々の知識や経験、技能を活用した教育活動を行うとともに、効果的な実践事例を普及することにより、地域と学校が連携・協働して行う取組のさらなる推進を図ります。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、小中学校については、地域学校協働活動を進める市町等に対して支援を行います。また、地域学校協働活動推進員等の配置を進め、学校と地域住民等との連携協力体制を整備します。
- 県立学校では、保護者や地域住民等の参画による学校運営の改善や地域との連携を進めるとともに、地域と協働した学習を推進します。
- 高等学校では、小中学生向けの体験講座や、地域の方々を対象とした開放講座など授業での学びを生かした高校生による講座、地域で活躍する経営者等による出前授業、地元企業での体験的な学習活動等を推進します。

## ② 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- 市町が配置する地域学校協働活動推進員等の資質向上に向け、交流会や研修を実施します。
- 地域学校協働活動推進員等にさらなる学びの場を提供し、フォローアップすることで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

### KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合※	小学校 81.2%	小学校 100%
	中学校 64.2%	中学校 100%

※ 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合 (三重県教育委員会調べ)

## 5 学校の特色化・魅力化

### めざす姿

小学校から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、それぞれの地域や学科の特性に応じた高等学校の特色化・魅力化が進み、子どもたちが自らの興味・関心に応じて主体的に学び、豊かな人間性や社会性を身につける場となっています。

### 現状と課題

- ① 学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標の実現をめざす観点から、9年間を見通した教育課程の編成や指導体制の構築が求められています。また、小学校での教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化を含め、小学校から高等学校まで一貫性・連続性のある指導を確立していく必要があります。
- ② 高等学校等への進学率が約99%に達し、入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、さまざまな背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが求められています。生徒の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に引き出すため、高等学校の特色化・魅力化を推進する必要があります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学習機会と学力の保障だけでなく、他の子どもたちとの直接の関わりや体験活動を通じて多様な価値観に触れ、人間性・社会性が育まれるという、学校の機能の重要性が再認識されました。少子化に伴う人口減少が課題となる中、県内大学や企業、地域の方々・職業人等との連携を一層推進し、協働的な学びや学習活動の機会を確保していく必要があります。
- ④ 少子化に伴い、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、今後の中学校卒業生数の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを実現していくためには、現行の高等学校の配置を継続していくことは難しい状況です。このため、学校の枠を越えた交流など、多様な学びの機会を確保するとともに、各地域の学校のあり方について検討を進める必要があります。

## 主な取組内容

### ① 学校段階間の円滑な接続の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。(再掲)
- 小中学校教職員の交流推進や小中学校両方の免許を有する教員の適切な配置の推進、教科担任制を含めた情報提供等を行うことにより、義務教育9年間を見通した教育を推進します。また、校種を越えた教育方法の研究や各教科の接続等について、市町と連携しながら取り組みます。
- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づき、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。(再掲)
- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生・専門学校生が学び合う場の確保など、高等学校と高等教育機関の連携を進め、円滑な接続につなげます。
- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをとおして、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校の12年間の活動を記録する「キャリア・パスポート」を活用した学習を進めます。(再掲)
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、安心して学ぶことができるよう、幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用するなど、必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぎ、きめ細かな指導・支援を進めます。

### ② 高等学校の特色化・魅力化

- 高等学校においては、学校に期待される社会的役割やめざすべき学校像であるスクール・ミッションをふまえ、育成をめざす生徒の資質・能力、教育課程の編成・実施と入学者受入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に取り組みます。また、新しい時代のニーズに応じた学科・コースの新設・改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。
- 生徒の約6割が在籍する普通科・普通科系専門学科<sup>79</sup>では、探究的な学び・STEAM教育等の教科横断的な学び・実践的な学びを推進します。また、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置について、学校や地域の実態をふまえながら検討を進めます。

<sup>79</sup> 専門学科のうち、職業に関する学科以外の学科(理数科、体育科、英語コミュニケーション科、国際科学科、国際文理科、応用デザイン科)のこと。

- 職業系専門学科<sup>80</sup>では、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による指導、商品開発など、実践的な職業教育を推進します。
- 総合学科では、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、「産業社会と人間」や多様な科目を開設するなど、生徒の能力・適性等に対応した柔軟な教育活動を展開します。
- 定時制・通信制課程では、さまざまな入学動機や学習経験等の背景を持つ多様な生徒が在籍していることをふまえ、ICTを効果的に活用するなどきめ細かな指導を行います。また、松阪高等学校通信制課程においてサテライト教室の設置に向けた研究を進めるなど、遠隔地に居住する生徒が面接指導（スクーリング）を受けやすい環境づくりに向けて取り組みます。
- 生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択できるよう、ICTを活用して他の高等学校で開設している科目を履修する仕組みなど、教育の質の向上につながる取組について検討します。
- 「地域課題解決型キャリア教育モデル」<sup>81</sup>を活用し、地域課題解決型キャリア教育を、地域の産業界や行政と連携しながら推進します。

### ③ 地域の実情に応じた学校規模と配置の推進

- 小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- 少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを実現していくため、県立高等学校の学びと配置のあり方について、各地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議しながら、地域の実情に応じて検討します。
- 木本高等学校と紀南高等学校を統合し、校舎制として設置する紀南地域新高等学校（令和7（2025）年4月開校予定）においては、それぞれの学校が取り組んできた地域と連携したきめ細かな学びを継承しつつ、両校舎が連携した多様な教育活動の実現に取り組めます。

80 専門学科のうち職業に関する学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉に関する学科）のこと。

81 地域の特色や産業を題材として生徒が主体的に取り組んだ学習の成果をふまえ、学習内容やその進め方、学習により培われる生徒の資質・能力、学校と地域の関わり方等について、他校において推進できるよう、三重県教育委員会が示した地域課題解決型キャリア教育のプログラム。

## KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合※	81.8%	86.5%

※ 「授業では、話し合う活動などをおして、自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）



## 6 学校施設の整備

### めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、ユニバーサルデザイン<sup>82</sup>や自然環境に配慮する考え方も取り入れられ、子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送っています。

### 現状と課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設ですが、県立学校は建築から長期間経過している校舎が多いことから、安全・安心を確保しつつ、快適で豊かな学びを実現するため、建物や設備の老朽化対策・耐震対策を計画的に進める必要があるとともに、近年の夏季の気温上昇による熱中症対策としても対応が必要な空調整備やトイレの洋式化など設備面での機能強化や、新しい時代の多様な学びにも柔軟に対応できる学校施設づくりを進める必要があります。
- ② バリアフリーやユニバーサルデザインなど、子どもたちや利用する人びとに優しい学校施設づくりを進めていく必要があります。また、学校施設は、地震や台風などの災害時には地域の避難所としての役割も果たす施設であり、安全・安心や快適性を有し、多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設であることは、地域の防災機能強化にもつながります。
- ③ 脱炭素社会の実現をめざした取組が求められる中、学校施設においても、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、温かみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、県産材等を利用した整備を進める必要があります。

<sup>82</sup> 「全ての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。

## 主な取組内容

### ① 老朽化対策・耐震化対策の推進

- 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備・電気設備の更新を「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に進めます。また、校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

小中学校等においても、老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。（一部再掲）

### ② 快適な学習環境づくりの推進

- 県立学校の空調設備について、これまで全ての普通教室に整備しましたが、設置後15年以上経過しているものが約4割となっていることから、計画的な更新に取り組みます。また、特別教室については使用頻度の観点から、体育施設等については熱中症対策等の観点から検討を行い、必要な取組を進めます。

さらに、トイレの改修については、生活様式の変化や衛生環境の改善の視点、利用する子どもたちの意見などをふまえ、洋式化や乾式清掃の床への転換等の機能面の向上について、「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、屋外等のトイレも含め、計画的に進めます。

### ③ バリアフリー化の推進

- 各学校の状況に応じ、スロープ等の段差解消、多機能トイレ、エレベーター等のバリアフリー改修を引き続き進めます。

また、学校施設の整備・改修の際には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の趣旨やユニバーサルデザインの考え方もふまえ、子どもたちの多様性に配慮した利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

小中学校等においても、バリアフリー法令に基づき定められた文部科学省の整備目標をふまえ、市町等教育委員会への情報提供や助言を行い、バリアフリー化を進めます。

### ④ 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

- 温室効果ガスの排出量を削減するため、県立学校の施設設備においては「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、LED照明への更新を進め、省エネルギー化を推進するとともに、太陽光発電設備の設置が可能と考えられる場所の調査を行うなど、太陽光発電の導入に向けて取り組みます。

また、建築物の木造化・木質化は、脱炭素化に資するとともに、温かみや心地よさが感じられる空間の創出が期待されることから、「みえ木材利用方針」に基づき学校施設の整備・改修を行います。

### ⑤ 豊かな学びを支える施設整備・改修の実施

- 県立学校の整備・改修の際には、新しい時代の多様な学びの充実に向け、間仕切等の変更が可能となるよう配慮するなど、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

#### KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数※	41棟	78棟

※ 「三重県立学校施設長寿命化実施計画」において計画している長寿命化改修に着手した建物の数（累計）（三重県教育委員会調べ）



## 7 家庭での学びの応援

### めざす姿

家庭の自主性や家族の多様性が尊重されており、社会全体で家庭を応援する気運醸成が進んでいます。また、子どもたちが豊かな情操や人を思いやる心を持つとともに、基本的な生活習慣、学習習慣等を身につけています。

### 現状と課題

- ① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。
- ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など子育て家庭をめぐる環境が変化するとともに、家族の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や子育て中の保護者同士がつながる機会が減少しています。このため、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加と保護者の孤立化が懸念されます。
- ③ 子どもの健やかな成長のために必要となる「早寝・早起き・朝ごはん」などの家庭での基本的な生活習慣に乱れがみられる子どもがいます。
- ④ 男性の育児休業等に関する制度の整備が進み、全国での取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性と比べ家事・育児に関わる時間や育児休業の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さや、内容の充実について、社会全体で意識を高めていく必要があります。

### 主な取組内容

#### ① 保護者と子どもの学びの応援

- 家庭教育に関心を持つきっかけや、子育てや家庭での教育のヒント・気づきにつながるよう、リーフレット等を作成したり、県ホームページ「みっぶる広場」に本県で家庭教育に関わる方々のコラムを掲載したりするなど、保護者の不安の解消や学びにつなげます。



- 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会を提供したり、子育てに関する相談対応・情報提供を行ったりするなど、地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター等の関係機関との連携を推進します。(再掲)
- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査や、「みえスタディ・チェック」の学習や生活等に関する質問から、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子どもたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。(再掲)
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書(家読(うちどく))」についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。(再掲)

## ② さまざまな主体で子どもの豊かな育ちを支える取組の充実

- 「こども基本法」および「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、企業や子育て支援団体と連携して、子どもの権利が守られ、豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
- 子育てに優しい地域社会づくりに向け、趣旨に賛同する企業や団体で構成される「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と連携して、さまざまな体験機会を提供するなど、子どもの育ち、子育て家庭を支援します。
- 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、イクボスの推進など、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について、企業等に働きかけます。

## ③ 家庭教育を応援する体制づくり

- 家庭・学校・地域の連携を推進することにより、地域全体で子どもを育てる社会づくりにつなげるため、地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら人材の養成を進めます。
- 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するさまざまなテーマについて話し合い、悩みや思いを語り合う中で気づきを得たり、学んだりできる「みえの親スマイルワーク」等の参加型プログラムが市町の子育て支援センター等で広く展開されるよう、ワークショップの進行役(ファシリテーター)の養成を三重県PTA連合会・PTA安全互助会や市町と連携し進めます。
- 市町の子育て支援センターの職員や幼稚園教諭、保育士等に求められる保護者対応や家庭の支援に関する専門性を高めるため、子育て支援員研修(地域子育て支援コース)を実施し、教職員等の資質向上を図ります。
- 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の養成や資質向上を図ります。

## KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
家庭での学びを提供するホームページ「みっふる広場」に掲載したコラム数※1	76 (R4)	210
家庭教育を応援する人材の養成数（「みえの親スマイルワーク」の進行役）※2	21人 (R4)	145人

※1 家庭での学びを提供するホームページ「みっふる広場」に掲載した、子育ての参考となるコラム数（累計）（三重県子ども・福祉部調べ）

※2 みえの親スマイルワーク養成講座に参加した市町の子育て支援センター職員やPTA会員等の数（累計）（三重県子ども・福祉部調べ）



## 8 社会教育の推進と地域の教育力の向上

### めざす姿

県民の皆さんが生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、社会教育関係団体やNPO、地域の方々といったさまざまな主体のネットワークの強化などを通じて、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されるとともに、地域社会の変化や技術の進歩に対応した多様な学習機会が提供されています。

### 現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に向けて、体験活動や学習活動の機会が提供されています。地域の教育力を子どもたちの成長により一層生かしていくためには、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 新たな社会の到来による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や公立図書館といった社会教育施設では、地域学習や多世代交流、学校と地域の連携、防災教育などに関して地域づくりの拠点としての役割を担うとともに、全ての人びとが生涯を通じて、それぞれのニーズに応じて学習することができる環境の実現に向けて、ICTを効果的に活用しながら地域の課題や多様な学習ニーズに対応していく必要があります。
- ③ 多様な地域課題や学習ニーズに対応するため、地域の社会教育の企画・立案や運営、専門的・技術的な助言と指導を行い、地域住民の自発的な学習活動を支援することができるリーダー的な人材を育成していく必要があります。

### 主な取組内容

#### ① さまざまな主体との連携・協働

- 地域社会における教育の充実を図るため、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成するネットワークを構築します。

- 地域において、「放課後子ども教室」等の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保することなどをおして、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、ネットワークの構築を図ります。また、地域と学校の協働を進め、より一層学校施設の活用が行われるよう取り組みます。
- 公民館やコミュニティセンター等に対し、大学等の高等教育機関が持つ専門的知識や技能、リスキリング<sup>83</sup>に資するプログラムを活用した出前講座を紹介するなど、リカレント教育<sup>84</sup>の拡充に向けた取組を進めます。

## ② 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、さまざまな主体と連携して、市町の公民館等関係者を対象とする講習を実施し、地域課題の解決やICTを活用した取組事例の紹介をおして、地域における取組の活性化を図ります。
- 鈴鹿青少年センターにおいて、青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、集い、にぎわい、つながるような空間を創出し、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができるプログラムを提供することで、青少年の健全育成の取組を推進します。
- 熊野少年自然の家において、学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体など、さまざまな主体と連携し、優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。
- 三重県総合博物館(MieMu)や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。

## ③ 社会教育関係者の資質の向上

- 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者の研修・交流の場を設けるとともに、社会教育士制度や市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を進めます。
- 地域学校協働活動を推進する役割を担うコーディネーターの養成講座を実施するとともに、養成されたコーディネーターの資質向上に向けた交流会やフォローアップ研修を実施することで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

83 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。

84 学校教育からいったん離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。



### KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
公民館等の社会教育活動として、ICTを活用した取組を行っている市町の数※	10市町（R4）	29市町

※ 公民館等での社会教育活動において、オンラインを活用した取組・講座等を行っている市町の数（三重県教育委員会調べ）



## 9 文化財の保存・活用・継承

### めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方々が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

### 現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」など、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

### 主な取組内容

#### ① 文化財の調査と指定

- 文化財を将来にわたって保存・継承するため、本県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

#### ② 文化財の修理・整備と継承

- 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援を行うとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。

- 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- 貴重な動植物等を保護するため、関係機関と連携して現状把握調査を実施し、保護のための方針を定めます。

### ③ 文化財の保存・活用の推進

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、世界遺産の追加登録の実現に向けて、関連する文化財に新たな価値づけを行い、複数市町にまたがる構成文化財を一体として保護するとともに、末永く守り伝えられるよう関係する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、文化財体験イベントや、県内で催される祭りを体感するプログラムなど、子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会を創出します。
- 国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」をはじめとする県内の魅力ある文化財について、パネル展やSNS等による啓発・情報発信に取り組むとともに、三重県埋蔵文化財センターにおいて、公開講座や展示会開催等の取組を進め、県民の皆さんが文化財への理解を深められる機会を提供します。
- 県内の文化財について、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針を示し、市町に対する支援を行うとともに、防災および災害発生時には、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱」に基づき、県内の文化財を災害から守るための取組を行います。
- 国・県指定等文化財をはじめとした文化財の保存・活用が地域社会総がかりで計画的に進められるよう、市町による文化財保存活用地域計画<sup>85</sup>の作成を積極的に支援します。

## KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
三重県内の国・県指定等文化財数※	1,223件 (R4)	1,287件

※ 国の指定・選定・選択・登録文化財、県の指定・選択文化財の数 (累計) (三重県教育委員会調べ)

85 市町が策定する文化財の保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。